

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	地方自治法施行令																
根拠条項	第 121 条																
許認可等の種類	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付																
法令の定め	<p>第 91 条 地方自治法第 74 条第 1 項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>第 121 条 第 91 条から第 98 条まで、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 86 条第 1 項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。</p>																
審査基準	法令の定めに尽くされているため、審査基準を設定していない。																
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>14 日・弁</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・弁</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・弁</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・弁</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> </table>	総期間	14 日・弁	(注：休日は含まない。))	経由機関	日・弁	()	協議機関	日・弁	()	処分機関	日・弁	()
総期間	14 日・弁	(注：休日は含まない。))														
経由機関	日・弁	()														
協議機関	日・弁	()														
処分機関	日・弁	()														
処分担当課																	
申請先	副知事、監査委員、公安委員会委員の解職請求に係る代表者証明書の交付 総務部人事局人事課人事グループ (電話番号：011-204-5025)																
問い合わせ先	同上																
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/gyouseitetsuzuki.htm)																